平成２１年（フ）第７３０９号
大阪府八尾市桂町１丁目１番地　市営住宅14―23号
債務者　中村ちさ子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６０号
大阪府高槻市緑が丘２丁目３番７号
債務者　北浦　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７２号
大阪府豊中市旭丘１番９―701号
債務者　吉村　由美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７３号
大阪府東大阪市永和３丁目17番17号
債務者　石山　英吉
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１６号
大阪府交野市郡津４丁目37番12―305号
債務者　中村　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６４号
大阪市住吉区苅田３丁目17番10―316号
債務者　塩野　泰弘
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８５号
大阪市西成区長橋３丁目１番２―304号
債務者　平野順愛こと　洪　　順愛
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９号
奈良市六条西２丁目３番17号
債務者　米田　　**學**
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３８号
福岡県行橋市南大橋４丁目17番63号
債務者　松井二三雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
福岡県行橋市南大橋４丁目17番63号
債務者　松井　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
大分県日出町大字藤原47番地11、申立時の住所大分市大字猪野186番地の１　Ｇｒａｎｄ　Ｖｉｅｗ１―305
債務者　五味　進一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市首里当蔵町２丁目20番地　照屋アパート202
債務者　古堅　弘信
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市字安里388番地
債務者　前平　房雄
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２９６号
沖縄県浦添市沢岻２丁目18番１―505号　県営沢岻高層住宅
債務者　内ヶ崎利江子（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市松川３丁目15番49号　名嘉方
債務者　平敷　好美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３７２号
沖縄県浦添市勢理客３丁目６番７―302号　コーポ奥間
債務者　當間　幸子（旧姓宇座）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５２号
山口県宇部市草江１丁目10番21号
債務者　小林真里子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９４号
長野県下伊那郡高森町山吹5499番地１
債務者　加藤亜矢子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　長野地方裁判所飯田支部